

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前備置書面
(株式交換に係る事前開示事項)

2021 年 10 月 18 日

ベルグアース株式会社

2021年10月18日

株式交換に係る事前開示書面
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

愛媛県宇和島市津島町北灘甲88番地1
ベルグアース株式会社
代表取締役社長兼CEO 山口 一彦

ベルグアース株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を株式交換完全親会社、伊予農産株式会社（以下「伊予農産」といいます。）を株式交換完全子会社とし、その効力発生日（予定）を令和3年11月30日とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の定めに従って、以下の事項を開示いたします。

- 1 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1の株式交換契約書のとおりです。
- 2 当社が伊予農産の株主に交付する株式の数及びその割当てについての相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項は、別紙2のとおりです。
- 3 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。
- 4 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

- 5 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

該当事項はありません。

- 6 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項第3号の規定により本件株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以 上

株式交換契約書

ベルグアース株式会社（以下「甲」という。）と伊予農産株式会社（以下「乙」という。）とは、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行うため、次のとおり契約を締結する。

（株式交換）

第1条 甲及び乙は、本件株式交換により、乙の発行済株式の全部（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同様とする）を甲に取得させる。

（当時会社の商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- 甲 商号 ベルグアース株式会社
住所 愛媛県宇和島市津島町北灘甲88番地1
- 乙 商号 伊予農産株式会社
住所 愛媛県松山市鴨川1丁目8番5号

（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（ただし、甲を除く。以下同様とする）に対して、乙の普通株式に代わり、甲の普通株式177,000株を交付する。

2 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式59株の割合をもって、割り当てる。

3 前二項に従い甲が割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法234条その他の関係法令の規定に従い、当該端数に相当する甲の普通株式の交付に代えて、甲の普通株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭（1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。）を交付する。なお、「当社の普通株式1株当たりの時価」とは、東京証券取引所における本株式交換の効力発生日の前取引日における当社の普通株式の普通取引の終値（当該前取引日において係る終値が存在しない場合には、係る終値が存在する直前の取引日の終値）を言う。

4 本件株式交換の効力発生日（第5条に定める）に至るまでの間において、甲若しくは乙の財政状態・経営状態に重大な変動が生じた場合又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意の上、第2項に定める本件株式交換に係る割当比率を変更するものとする。

(甲の資本金及び準備金の額)

第4条 甲は、本件株式交換により、資本金、資本準備金及び利益準備金を次のとおり増加する。ただし、本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における乙の資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 資本金 | 金 220,630,500円 |
| (2) 資本準備金 | 金 220,630,500円 |
| (3) 利益準備金 | 金 0円 |

(効力発生日)

第5条 効力発生日は、令和3年11月30日とする。ただし、本件株式交換の手の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

(株式交換承認総会)

第6条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合は、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。

2 乙は、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上実行するものとする。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、第6条に定める乙の株主総会の承認が得られないとき、法令に定める関係官庁の承認が得られないとき、又は前条に従い本件株式交換が中止され若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本件株式交換に関し必要な事項は、別途甲乙間で締結する経営統合に関する合意書で定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月18日

甲

愛媛県宇和島市津島町北灘甲88番地1
ベルグアース株式会社
代表取締役 山 口 一 彦 ⑩

乙

愛媛県松山市鴨川1丁目8番5号
伊予農産株式会社
代表取締役 山 内 栄 ⑩

【別紙 2】

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本件株式交換における会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項について、以下のとおり、これを相当と判断しました。

1. 本件株式交換に際して交付する株式の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本件株式交換に係る割当の内容

	当社 (株式交換完全親会社)	伊予農産 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	59
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式 177,000 株 (予定)	

(注1) 株式の割当比率

伊予農産の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 59 株を割当交付します。ただし、当社が保有する伊予農産の普通株式（本日現在 200 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、本株式交換の効力発生日に至るまでの間において、当社若しくは伊予農産の財政状態・経営状態に重大な変動が生じた場合又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し若しくは判明した場合には、当社及び伊予農産は、相互に協議し合意の上、上記の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）を変更することがあります。

(注2) 本株主交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社が伊予農産の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）の伊予農産の株主の皆様に対して、その保有する伊予農産株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。割当交付する当社株式には、新たに発行する当社株式を使用する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1 単元（100 株）未満の株式）を保有することとなる伊予農産の株主の皆様におかれましては、当社株式に関する下記の制度をご利用いただくことができます。なお、東京証券取引所において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株

主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる伊予農産の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、当該端数に相当する当社の普通株式の交付に代えて、当社の普通株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭(1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。)を交付します。なお、「当社の普通株式1株当たりの時価」とは、東京証券取引所における本株式交換の効力発生日の前取引日における当社の普通株式の普通取引の終値(当該前取引日において係る終値が存在しない場合には、係る終値が存在する直前の取引日の終値)を言います。

(2) 本件株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

ア 割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換に係る割当ての内容の算定にあたっては、当社は両社から独立した第三者算定機関である株式会社青山トラスト会計社(以下、「青山トラスト会計社」と言います。)に株式交換比率の算定を依頼しました。当社及び伊予農産は、市場価格及び青山トラスト会計社から提出を受けた伊予農産の株式価値の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で本株式交換比率について協議・検討を重ねてきました。

その結果、当社及び伊予農産は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことと致しました。

なお、本株式交換比率は、株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

イ 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及び伊予農産との関係

当社は、本株式交換に用いられる上記1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって、公正性・妥当性を確保するため、青山トラスト会計社に伊予農産の株式価値の算定を依頼しました。なお、青山トラスト会計社は、当社及び伊予農産の関連当事者には該当せず、また、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

青山トラスト会計社は、当社については、当社が東京証券取引所JASDAQ市場

に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定しました。具体的には、株式交換契約締結日にできる限り近い時期の株価が株式交換契約時の株式の価値を反映しているものと考えられることから、2021年10月15日を評価基準日として同日以前1か月の終値平均株価を算定の基礎として算定を行いました。

伊予農産の株式価値については、同社株式が非上場であることを勘案し、将来の事業活動の見通しを評価に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに非上場会社の評価として一般的な方法であることから時価純資産法をそれぞれ採用して算定を行いました。なお、同社の事業計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果・算定レンジは、以下のとおりです。

算定手法		株式交換比率の 算定結果
当社	伊予農産	
市場株価法	DCF法	57.44 ～ 65.58
	類似会社比較法	55.65 ～ 65.14
	純資産法	58.91 ～ 61.66

青山トラスト会計社は、上記株式価値の算定に際して、当社及び伊予農産から提供を受けた情報、一般に公開された情報などを使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、伊予農産の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、外部への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。青山トラスト会計社の株式価値の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、伊予農産の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としています。

ウ 上場廃止となる見込み及びその事由

該当事項はありません。

エ 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、上記1.(2)ア「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、企業価値算定の専門家である青山トラスト会計社に伊予農産の株式価値の算定を依頼しました。当社は、かかる算定結果を基礎として、譲渡人らとの間で交渉・協議を行い、その結果合意された上記1.(1)「本株式交換に

係る割当ての内容」に記載の内容により本株式交換を行うことと致しました。

オ 利益相反を回避するための措置

当社は、伊予農産の株式の 6.25%を保有し、伊予農産は、当社の株式の 0.99%を保有しており、また、相互に取引を行っておりますが、その他に、当社と伊予農産との間には、特段の資本関係はなく、また、両社に相手方の役員又は従業員を兼務する者がいないこと等から、本株式交換を含む本経営統合の実施にあたって両社間で特段の利益相反関係は生じないと考えられるため、上記「エ 公正性を担保するための措置」の他に、特段の利益相反を回避するための措置は講じておりません。

本株式交換を行うことを決議した当社の取締役会においては、本株式交換の相手方である伊予農産の役員又は従業員を兼務する者はおらず、譲渡人らと特別の利害関係を有する者もおりません。

2. 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所 J A S D A Q において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりといたします。この取り扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

- (1) 資本金の額 金 2 2 0 , 6 3 0 , 5 0 0 円
- (2) 資本準備金の額 金 2 2 0 , 6 3 0 , 5 0 0 円
- (3) 利益準備金の額 金 0 円

決 算 報 告 書

(第 73 期)

自 令和 2年 6月 1日
至 令和 3年 5月31日

伊予農産 有限会社

松山市鶴川1丁目8-5

電話：089 - 979 - 1640

貸借対照表

令和 3年 5月31日 現在

伊予農産 有限会社

(単位： 円)

資産の部

【流動資産】

現金及び預金	259,570,834
受取手形	194,962,761
売掛金	410,953,061
貸倒引当金	-9,650,999
商品	137,139,221
前払費用	829,530
未収入金	1,886,668
仮払金	52,433
預け金	14,130,778

流動資産合計

1,009,874,287

【固定資産】

【有形固定資産】

建物	22,135,467
建物附属設備	43,905
構築物	4,599,817
車両運搬具	997,923
工具器具備品	343,502
土地	74,230,499
リース資産	27,032,754

有形固定資産合計

129,383,867

【無形固定資産】

電話加入権	101,424
-------	---------

無形固定資産合計

101,424

【投資その他の資産】

投資有価証券	63,797,748
出資金	60,000
保証金・敷金	13,642,835
長期貸付金	5,000,000
保険積立金	37,690,304

投資その他の資産合計

120,190,887

固定資産合計

249,676,178

資産の部合計

1,259,550,465

負債の部

【流動負債】

支払手形	157,807,935
------	-------------

買掛金	469,415,850	
未払金	27,032,754	
未払費用	9,614,350	
未払法人税等	17,133,400	
未払消費税	1,643,600	
預り金	946,189	
仮受金	873,342	
流動負債合計		684,467,420

【固定負債】

長期借入金	36,660,000	
固定負債合計		36,660,000
負債の部合計		721,127,420

純資産の部

【株主資本】

資本金	15,000,000	
利益剰余金		
利益準備金	475,600	
その他利益剰余金		
別途積立金	64,000,000	
繰越利益剰余金	458,947,445	
その他利益剰余金合計	522,947,445	
利益剰余金合計	523,423,045	
株主資本合計		538,423,045
純資産の部合計		538,423,045
負債及び純資産合計		1,259,550,465

損益計算書

自 令和 2年 6月 1日
至 令和 3年 5月31日

伊予農産 有限会社

(単位： 円)

【売上高】

売 上 高	2,433,710,572	
受 取 手 数 料	129,481	
売 上 高 合 計		2,433,840,053

【売上原価】

期 首 商 品 棚 卸 高	123,092,345	
当 期 商 品 仕 入 高	2,209,470,598	
合 計	2,332,562,943	
期 末 商 品 棚 卸 高	137,139,221	
売 上 原 価		2,195,423,722
売 上 総 利 益 金 額		238,416,331

【販売費及び一般管理費】

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		234,956,487
営 業 利 益 金 額		3,459,844

【営業外収益】

受 取 利 息	9,051	
受 取 配 当 金	123,585	
雑 収 入	6,133,641	
営 業 外 収 益 合 計		6,266,277
経 常 利 益 金 額		9,726,121

【特別利益】

貸 倒 引 当 金 戻 入 額	10,559,499	
特 別 利 益 合 計		10,559,499
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		20,285,620
当 期 純 利 益 金 額		20,285,620

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 2年 6月 1日
至 令和 3年 5月31日

伊予農産 有限会社

(単位： 円)

給	料	手	当		95,043,417
賞			与		17,073,000
退		職	金		689,000
法	定	福	利	費	16,286,002
福	利	厚	生	費	1,048,146
研		修		費	110,000
広	告	宣	伝	費	149,000
接	待	交	際	費	850,016
会		議		費	74,174
旅	費	交	通	費	1,324,185
通		信		費	3,474,786
消	耗	品		費	7,583,126
事	務	用	消	耗	100,773
修		繕		費	893,839
水	道	光	熱	費	1,145,685
新	聞	函	書	費	251,533
諸		会		費	323,675
支	払	手	数	料	2,094,185
地	代	家		賃	270,525
リ	一	ス		料	1,218,200
保		険		料	6,777,185
租	税	公		課	20,381,234
寄		付		金	1,500
減	価	償	却	費	11,015,339
貸	倒	引	当	金	9,650,999
雑				費	7,020,681
種	子	運		賃	29,104,776
印		刷		費	967,010
保		守		料	34,496

販売費及び一般管理費合計

234,956,487

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 2年 6月 1日
至 令和 3年 5月31日

伊予農産 有限会社

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高	15,000,000
	当期末残高	15,000,000
利 益 剰 余 金		
利 益 準 備 金	当期首残高	475,600
	当期末残高	475,600
そ の 他 利 益 剰 余 金		
別 途 積 立 金	当期首残高	64,000,000
	当期末残高	64,000,000
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高	439,301,825
	当期変動額 当期純利益金額	20,285,620
	剰余金の配当	-640,000
	当期末残高	458,947,445
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	503,777,425
	当期変動額	19,645,620
	当期末残高	523,423,045
株 主 資 本 合 計	当期首残高	518,777,425
	当期変動額	19,645,620
	当期末残高	538,423,045
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高	518,777,425
	当期変動額	19,645,620
	当期末残高	538,423,045

以上のとおり御報告致します。

令和 3年 8月 7日

伊予農産 有限会社

代 表 取 締 役 松岡 馨